川辺町空家等対策計画(改訂案) (令和4~8年度)

令和4年4月 令和7年●月改訂 川辺町

第1章 計画の策定にあたって ・・・・・・・・P. 3
1. 計画の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の期間
5. 用語の定義
第2章 空家等をとりまく現状 ・・・・・・・・・P.5
1. 空家が引き起こす問題
2. 全国、岐阜県における空家等の状況
(1) 住宅土地・統計調査の結果
3. 川辺町における空家等の状況
(1) 空家等実態調査の結果
(2) 前回計画期間(平成29年度~令和3年度)の対策結果
第3章 基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・P. 10
1. 空家等対策における基本的な考え方
(1) 所有者による管理の原則
(2) 町の取組み
(3) 町の基本方針
第4章 具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・P. 1 1
基本方針と施策
1. 適正管理の促進
(1) 関係課の連携
(2) 相談体制の充実
(3) 所有者への啓発
2. 利活用の推進
(1) 空き家の他用途への転用促進
(2) 空き家バンクの運営
(3) 空き家バンク登録物件改修事業費補助金の交付
(4) 跡地利用の研究
3. 管理不全空家等への対応
(1) 情報提供・相談の受付及び現地確認
(2) 指導・助言及び不明空家への対応
(3) 勧告
\~/ □

4. 特定2	空家等に対する	昔置											
(1) 基	本的方針												
(2) 特:	定空家等の認定												
(3) 特:	定空家等の判断	甚準											
(4) ااز	辺町空家等対策	協議:	会と	の調	整								
(5)特	定空家等に対する	る措	置										
第5章 推過	生体制 ・・				•	•	 	•		•	• P	. 1 ′	7
1. 川辺町	丁空家等対策協議	会											
2. 川辺町	丁空家連絡会議												
3. 役割分	分担												
(1) 町	「の役割												
(2) 国	民間事業者の役割	J											
(3) 町	「と民間事業者の	連携	<u> </u>										
資料編													
資料1 記	2録簿 •		•	• •			 •		•		•	• P.	1 8
資料2 空	医家判断表 •		•				 •		•		•	• P.	2 0

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

近年、人口減少や高齢化の進展、住宅の供給過多等により、全国的に空家等が増加しており、安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす事例が発生するなど、 空家等の増加を防いでいくことが大きな課題となっています。

本町では、これまでも近隣住民の生活に支障をきたすような空家等については、書面等により是正するようお願いをしてきました。しかし、空家等は私有財産であるため、所有者の協力が得られない場合等、行政の介入できる範囲には限界がありました。

このような状況の中、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が全面施行され、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家等を「特定空家等」と規定し、勧告、命令、行政代執行と段階を経てより強く介入できるようになり、自治体が空家の問題に対してより積極的に関わっていくことが求められています。

また、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が 施行され、空家等の活用拡大や所有者等の責務強化が図られました。

このような状況を踏まえ、空家等問題についての本町の基本的な考え方を明確にし、問題のある空家等への対応や未然防止策を体系化することにより、空家等対策を推進するため、この計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、特措法第7条に規定する空家等対策計画として策定するもので、他の関連する計画や国・県の指針等と整合を図ったものとします。

3. 計画の対象

この計画の対象地区及び対象とする空家等の種類は、次のとおりとします。

- (1)対象地区 川辺町全域
- (2)対象とする空家等(国または地方公共団体が管理するものを除く。)

4. 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 (※前回計画期間 平成29年度~令和3年度)

5. 用語の定義

(1)「空家等」(特措法第2条第1項)

空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。常態であるとは、概ね1年程度をいいます。

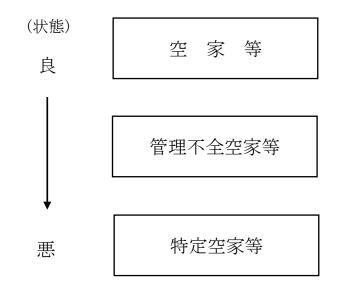
(2)「特定空家等」(特措法第2条第2項)

特定空家等とは、以下の状態であると認められる空家等をいいます。

- 1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- 2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3. 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- 4. その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(3)「管理不全空家等」(特措法第13条第1項)

空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に 該当することとなるおそれのある状態の空家等をいいます。



第2章 空家等をとりまく現状

1. 空家等が引き起こす問題

適切な管理がされていない空家等が引き起こす問題は、防災・防犯、衛生、景観など多岐 にわたり、一様ではありません。

本町においても、適切な管理がされないまま放置され周辺環境に悪影響を与えている空家等が散見されます。放置された空家等が引き起こす問題の具体的な例を挙げると以下のものがあります。

ア 防災・防犯

空家等が放置されると、建物の倒壊や屋根の崩落、外壁の崩壊等が発生し、近隣住民等に対して防災上とても危険な問題を引き起こします。特に住宅密集地や交通量の多い道路、通学路に空家等が存在する場合は、倒壊の被害は大きくなります。

また、放火や不審者の侵入などにより、空家等が犯罪の温床となる可能性もあります。

イ 交通

放置され道路上にまで繁茂した庭木や雑草、建築部材の落下が交通の支障となります。

ウ衛生

敷地内でのゴミ等の放置や不法投棄による悪臭のほか、鼠、蠅、蚊等が発生し、近隣の環境に悪影響を与え、地域住民の日常生活にも支障をきたす可能性もあります。

工 景観

屋根、外壁等の破損や落書き、窓ガラスが割れたまま放置されることで、周囲の景観と著しく不調和な状態となります。こういった状況がその地区全体のイメージを低下させることにもなります。

2. 全国、岐阜県における空き家等の状況

(1) 住宅・土地統計調査の結果

国が実施した住宅・土地統計調査次ページ(事項)によりますと、全国の空き家数は、令和5年で約900万戸と、平成10年からの25年間で約1.56倍に増加し、空き家率も13.8%となっています。

岐阜県においては、空き家数が平成10年からの25年間で約1.75倍、空き家率も16.1%となるなど全国平均を上回るペースで増加しています。

		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
全国	空き家総 数 (戸)	5, 764, 100	6, 593, 300	7, 567, 900	8, 195, 600	8, 488, 600	9, 001, 600
	空き家率	11.5%	12. 2%	13. 1%	13.5%	13.6%	13.8%
岐阜県	空き家総 数 (戸)	84, 800	101, 900	117, 900	133, 400	139, 800	148, 400
	空き家率	11.4%	13.0%	14. 1%	15. 2%	15. 6%	16. 1%

総務省:住宅·土地統計調査

3. 川辺町における空家等の状況

(1) 空家等実態調査の結果

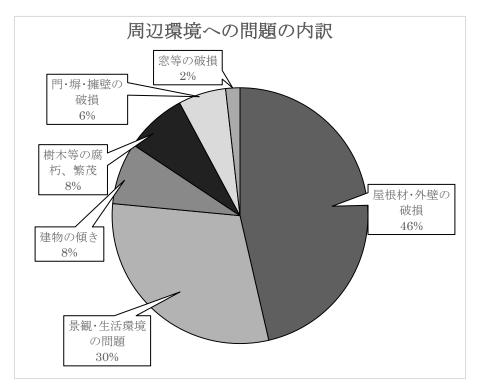
川辺町では、平成27年度に「空家情報基礎調査」を実施しました。この調査は、過去の類似調査や自治会などからの情報をもとに、調査員が町内全域を踏査し、各空家毎に記録簿 (資料編 資料1)を作成したものです。調査結果は以下のとおりです。

		うち属	周辺環境に問題のあ	ある空家等
	空家と思われる	危険であると思	衛生・景観に問	①と②の両方に
地区名	戸数	われる空家①	題がある空家②	該当する空家
上川辺	50	15	11	5
石 神	13	6	5	4
中川辺	33	7	2	1
西栃井	26	6	4	3
下川辺	11	4	3	1
鹿塩	30	14	8	7
下飯田	1	0	1	0
福島	15	4	3	1
比久見	7	4	3	2
下吉田	7	1	0	0
下麻生	65	22	11	7
合 計	258	83	51	31

平成27年度 川辺町空家等実態調査

川辺町内で空家と思われる建物は258戸、うち倒壊や落下などの危険性があるものが83戸、 悪臭やゴミの放置など衛生・景観に問題がある空家は51戸となっています。地区別では、上 川辺や下麻生など町の北部地域に空家が多く分布しています。

また、周辺環境への問題の内訳は、「屋根材や外壁の破損」が最も多く46%、続いて「景観・生活環境の問題」が30%となっています。



- ※「空家現地調査マニュアル」に基づき判定
- ※戸数には、各項目に複数該当するものも含まれています。

(2) 問題があると思われる空家等への対応

町民からの情報提供や平成27年度空家等実態調査(平成30年度、令和5年度に問題のある空家の追加状況調査)の結果から、問題があると思われる空家等が49件となりました。

それらの空家等の現地点検を実施し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等の 所有者に対し、適正な管理をするよう文書にて依頼しました。

適正管理依頼通知件数

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	計
通知件数 (件)	2	5	5	3	4	5	24

(3) 前回計画期間(平成29年度~令和3年度)の対策結果前回の計画期間の中で、様々な対応、対策を実施しました。

(特定空家等への措置)

川辺町内で特に危険性の高い2件について、特定空家等と判定し、特措法に基づいた措置を実施しました。その結果、平成30年度までに判定した特定空家等2件が自主的な解体に至りました。

空家等対		特定空家等への措置(件)								
策協議会 の開催 (回)	判定	助言• 指導	勧告	命令	代執行	解体に至 った特定 空家等				
5	2	3	0	0	0	2				

(解体支援補助金の創設と実績)

老朽化した危険な空家の解体を促進するため、平成 2 9 年度に川辺町空家解体支援事業補助金を創設しました。これは老朽危険空家の解体費用の 1/3 (上限 3 0 万円)を補助するもので、これまで 3 6 件に交付しています。

川辺町空家解体支援事業補助金交付実績

	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	⇒ 1.
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	計
交付件数 (件)	1	6	4	7	5	7	6	36

(空き家バンクの運営)

空き家の利活用を促進し、空き家の増加を抑えることを目的として、平成28年度に川辺町空き家バンクを創設しました。これまでに64件を登録し、46件が成約に至りました。

川辺町空き家バンク運営実績

		平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	#
		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4年度	5年度	ΠĪ
登録件数(件	=)	2	14	9	4	9	5	10	11	64
成約件数	売買	0	5	12	4	7	3	5	5	41
(件)	賃貸	0	0	1	0	2	0	1	1	5

(空き家バンク登録物件改修事業補助金の創設と実績)

空き家バンクの登録と取引を促進するため、平成 2 9 年度に川辺町空き家バンク登録物件改修事業補助金を創設しました。これは空き家バンクの活用により売買・賃貸された物件の改修工事及び家財処分費用の 1/2 (上限 1 0 0 万円)を補助するもので、これまで 2 9 件に交付しています。

川辺町空き家バンク登録物件改修事業補助金交付実績

	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	⇒ 1.
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	計
交付件数 (件)	2	7	8	4	3	3	2	29

第3章 基本的な方針

1. 空家等対策における基本的な考え方

(1) 所有者による管理の原則

空家等は私有財産であり、特措法第5条でも「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定されているとおり、その管理は所有者が責任をもって適切に行うことが原則です。本町では、所有者による管理の原則を前提とし、空家等問題に取り組みます。

(2) 町の取り組み

空家等はその所有者等が適切に管理すべきものですが、実際には長期間適切な管理がなされず、倒壊や瓦の落下のおそれのあるもの、庭木が繁茂し通行に支障をきたしているもの、ゴミ等が放置され景観を損なっているものなど、周辺環境に悪影響を及ぼしている空家等が存在します。このような管理上問題がある空家等に対しては、所有者に適切な管理を促すなど、町が適切な措置を講じていく必要があります。

また、今後も空家等が増加するおそれがあることから、将来における空家等を増やさない 取組みも重要となります。さらに、利用可能、再生可能な空家等については有効活用するこ とで、地域の活性化にもつながると考えられるため、積極的に取り組んでいきます。

(3) 町の基本方針

本町の空家等対策は、前述の課題や方針をふまえ、以下の基本方針により推進していくこととします。

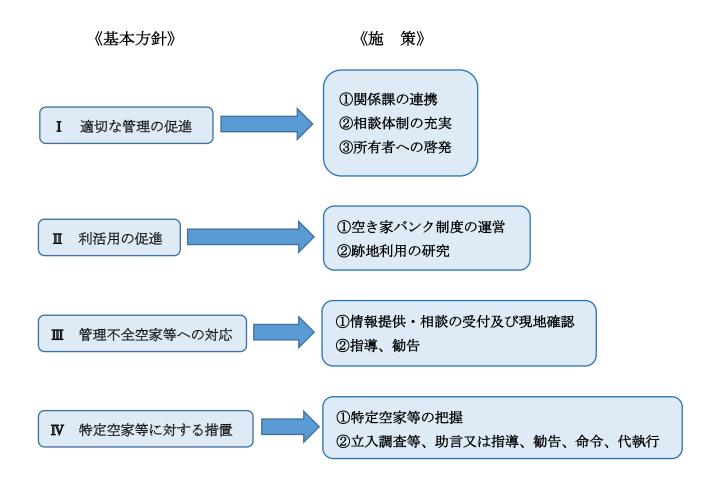
基本方針

- I 適切な管理の促進
- Ⅱ 利活用の推進
- Ⅲ 管理不全空家等への対応
- IV 特定空家等に対する措置

第4章 具体的な施策

基本方針と施策

前章の4つの基本方針に基づく空家等対策を推進するための施策は以下のとおりとします。



1. 適切な管理の促進

(1) 関係課の連携

空家等のもたらす問題は、防災、防犯、交通、環境、衛生など多岐にわたるため、役場内の一つの課での対応が困難な場合が大半を占めます。このため関係課をもって組織する川辺町空家連絡会議を開催し、情報の共有と連携体制の強化を図ります。

(2) 相談体制の充実

空き家を起因とする様々な問題については、基盤整備課に空き家に関する相談窓口を設け、関係部署への情報提供や連携により対応します。

また、専門的な相談等にはNPO法人「岐阜空き家・相続共生ネット」と連携するなど様々なニーズに対応していきます。

(3) 所有者への啓発 ~家の終活~

広報誌やチラシ配布などを通じて、主に家屋の所有者による適切な管理について啓発を 実施していきますが、本町においては、特に「家の終活」として、空き家になるのを未然に 防ぐことに力を入れていきたいと考えています。

人生の終末を周囲になるべく迷惑をかけずに、また本人の希望に添ったものにするため、 あらかじめ準備・計画をしておく「終活」という言葉がありますが、家についても「終活」 をすることが大切です。家は住人の施設入居や長期入院、死亡等、ある日突然、空き家にな り放置されるおそれがあります。これを未然に防ぐために、住人のいなくなった家は「相続 者が住む」、「貸す」、「売却する」、「撤去する」などの選択肢の中から適切な処遇がな されるよう、平時からご家族や親類と相談、準備されることを啓発していきます。



啓発チラシの例

建物の所を約	was.								
理物会記の名義人									
(あなかとの飲金) 土地登録の名誉人	(日本人 日装 こその休の床)	★·烈+6 "1届家	の発生 山その休 口へ卸入						
(あなたとの音楽)	(レ本人 レ教 にその他の家)		の注主「こその他 山 小匠)						
建物の証べ医検	d	ゴ 土地の会教							
産物の登記	D MA D CO	土地の査託	mag mitt.						
建物の祖言権	U 840 J 4L	土地の抵害権	LAN JWL						
建物の第年数	厂的 午(4字章)		口不衡						
建物の構造	し大道 月報量数学 月級 ロモの外() 1	寺 山 叙原式シウ J 不明	S-+						
建物について	* 不然的 1.8c	E7	強く コミュ コル同作物						
建物の川北	コ 住地 日 作そ発応録 L コ その他()	市場 コ 事務所	□核營						
空き次の無関	~1 %;								
管理の状況	ビ原位中 口 5円を強(4) L 作品できていない	SI LEM	b 社工技術						
	ロ 尼任可能 コ が現所必要 ロ わからない	□標準しても住宅	ntoi						
差物の衣管	ロガラス等が持れたが30 (A お)に動いから当れ、好きな	(例 部下来でデルがたわかない 6 日報報送後 5 アガラス等の時点がある 日本が報生力にいる かか 200年 で見れ、浄えた後 6 日後の後 8 上れて郊下がある 日後のの機会がある 日後のの機会がある 日本の機会がある 日本の機会がある							
家財の有無	「日内化け済み」 に 男けけるお	コガイナを心	口に信持物業。						
上水准	□公正水道 □ 陶み水道 □ナア □ 切。 以不明	下水道	コマ水道 口浄化物 コジみ切り しゃ明						
电気	コミヤルみ有 山なし コメール電化 山水県	ガス	ロブルバッガス F 京は、 に参画がスーロ不明						

2. 利活用の推進

利活用が可能な空き家は、活用次第では町にとっても大きな資産となる可能性を秘めています。しかしながら、時間が経つにつれて、その価値はどんどん低下してしまうため、できるだけ早く新たな活用を進める必要があります。

(1) 空き家の他用途への転用促進

空き家は従来の用途以外へ転用することで、新たな価値が発掘され、地域活性化につながることもあります。本町では、空き家所有者等への情報提供や関係する民間団体等との連携により空き家の他用途への転用を推進します。

(空き家利活用の事例)

- ア 地域の活性化施設としての活用
- (例) 体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設 等
- イ 社会福祉施設等としての活用
- (例) 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 等
- ウ 店舗としての活用
- (例) 飲食店等の店舗、地域交流サロン 等

(2) 空き家バンクの運営

空き家バンクの運営を継続し、必要に応じて建物状況調査等を実施のうえ、町ホームページ上に町内の空き家の情報を掲載し、希望者との橋渡しに努めます。

(3) 空き家バンク登録物件改修事業費補助金の交付

空き家バンクの登録と取引を促進するため、空き家バンク登録物件改修事業費補助金の 交付を継続します。

(4) 跡地利用の研究

他自治体では、空き家を撤去し、跡地を公園や防災広場として活用している事例もあります。 本町においても有効な手段を研究していきます。

3. 管理不全空家等への対応

そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)について、必要に応じて特措法第13条の規定による指導、勧告の順に措置を講じていくこととなります。町長から勧告を受けた管理不全空家等の敷地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外します。

(1)情報提供・相談の受付及び現地確認

地域住民等からの相談、情報提供等を受け、管理不全空家等に該当している又は該当する 可能性がある空家等の外観目視による調査を行い、建築物の物的状態や立木竹の状態から、 管理の状況を把握します。

(2)指導・助言及び不明空家への対応

適切な管理が行われていない「管理不全空家等」の所有者に対し、特措法第13条第1項 に基づき、必要な措置をとるよう指導します。

管理不全空家等の所有者や相続人が不明である場合には、特措法第9条第1項の規定に 基づいた調査を行います。

(3)勧告

前項による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されずその まま放置すれば、特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認める場合当該指導 をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当する ことを防止するために必要な具体的な措置について勧告することとします。

4. 特定空家等に対する措置

(1) 基本的方針

空家等のうち、特定空家等に該当するおそれのあるものについては、速やかな改善が求められることから、所有者等に対して、早期に助言または指導を行うことが必要です。 このため、特定空家等の該当の有無に関わらず、町は、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導を行い、所有者等自らの責任において、早期に解決が図られるように努めます。

(2) 特定空家等の判定

特定空家等の該当の有無については、多角的な観点から判断する必要があるため、関係各課で組織する「川辺町空家連絡会議」での意見調整を踏まえ、関係課内での確認後、「川辺町空家等対策協議会」に諮ります。

(3) 特定空家等の判断基準

「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に定める基準及び近隣への影響度等を考慮し、特定空家等の該当の有無を判断します。

(4) 勧告、命令等

特措法第22条に基づく勧告、命令等の措置を講ずるか否かについては、町は「川辺町空家等対策協議会(以下「対策協議会」という。)」に諮り、判断するものとします。

(5) 特定空家等に対する措置

岐阜県空家等対策協議会が作成した「管理不全空家等及び特定空家等対応マニュアル」 を参考として実施しますが、対応フローについては、以下のとおりです。

なお、特措法に基づく「勧告」を行うことにより、固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

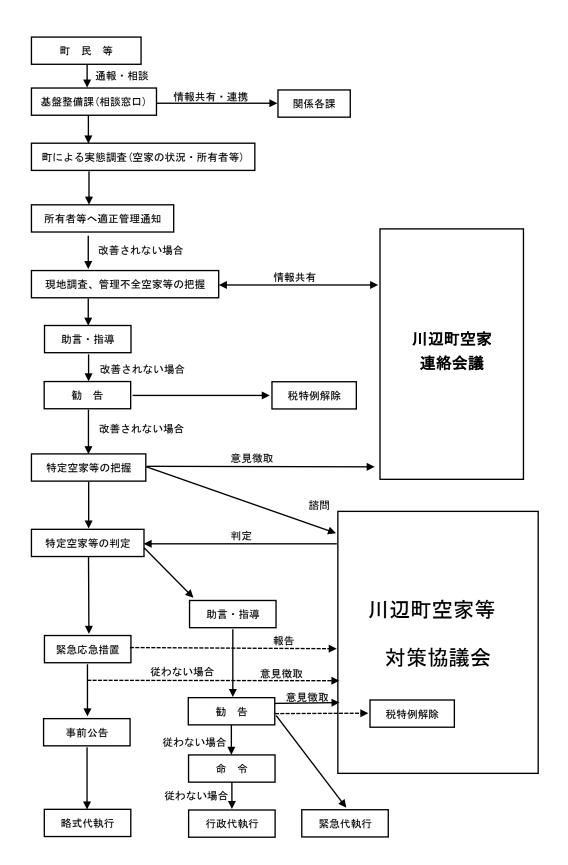
※参考 固定資産税の住宅用地の特例

た 夕田地の区八	- トク田地区八の笠田	特例率
住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	固定資産税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地(200㎡を超 える場合は1戸当たり200㎡までの部分)	1/6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1/3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200㎡以下の部分が小規模住宅用地となります。 併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地とな る面積が異なります。

※住宅用地の範囲は、その土地の全部(ただし、家屋の床面積の10倍まで)になります

【管理不全空家等・特定空家等への対応フロー】



第5章 推進体制

1. 川辺町空家等対策協議会

町長を会長とし、町内の空家等対策に関連する有識者や団体等で組織します。

2. 川辺町空家連絡会議

様々な影響を及ぼす空家等問題に対応するため、関係各課における情報共有と連携を深めるとともに、管理不全空家等の把握を目的とし、川辺町空家連絡会議を開催します。また、 当連絡会議は特定空家等の判定に際し、対策協議会の意見聴取を受けます。

以下の各課の職員により構成します。事務局は基盤整備課とします。

(構成課と主な役割)

総務課・・・防災・防犯

企画課・・・空き家の利活用

基盤整備課・・・交通の支障に関する対応、解体・撤去

産業環境課・・・衛生、環境

税務課・・・税制上の措置

健康福祉課・・・高齢者に向けた啓発、情報提供

教育委員会・・・通学路の安全確保

3. 役割分担

空家等対策においては、町と民間事業者等がどのような役割を主体的に果たすのかを明確にすることが、効果的な対策の実施につながります。

(1) 町の役割

町は、地域の安全・安心なまちづくりを推進する観点から、空家等対策計画の策定、特定 空家等に対する措置など、特措法に基づく空家等対策において主体的な役割を担います。

(2) 民間事業者等の役割

不動産、建築、解体等の民間事業者、地域づくりに関わる団体等は、その専門性を活かして、所有者等への啓発や行政機関への支援を行い、空家等の適切な維持管理や利活用を推進する役割を担います。

(3) 町と民間事業者等の連携

前述のとおり、空家等対策は町が主体的な役割を担いますが、町と民間事業者等が連携することで、より効果的な対策の実施が可能となります。対策協議会への民間事業者等の参画・協力を得るなど、連携を強化して空家等対策に取り組みます。

資 料 編

資料編 資料1

空家等情報記録簿

	市	町 村 名			物件番号		
区	f	危険性等の分類	□建物 □衛生	□景観 □生済	舌環境の保全	□その他()
分	f	管理不全空家等	□管理不全空家等				
		特定空家等	□特定空家等(半 令和 年	川断した日:令和 月 日	泊 年 月		
	情報	日 時	ー P和 サ 時	分分	把握方法	□通報等 [□パトロール等
妥	情報把握	通報者·発見者	住所·所属				
	//		氏 名		電話番号		
報	現	日 時	令和 年 時	月 日 分	確認方法	□現地調	査 □写真等
	現地確認	現地確認者	所属	· -	氏 名		
	認	備考					
	所	住 所					
	所有者等	氏 名		/± 1 = 65===±	電話番号	- W /	
	等	区 分 備 考	□所有者□□相	続人 口管理者	↑ □不明 □	その他()
		地名地番					
	献行	加名地番 都市計画区域	□都計区域内 □都	計区は外	区域区分	口市街化区域 厂	調整区域 □非線引
	敷地	用途地域等		MI E-3471	防火地域		防火 口指定無
基本情報	の概要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□県道 □市道	□無接道 □	その他(<u> </u>	m
情	要	前面道路	□通学路等□で	の他	敷地面積		m [*]
致		備考					
		用 途	口戸建住宅 口店	請併用 □店舎	浦 □倉庫等	建築年	年
	建	構造	□木造 □鉄骨	□鉄筋 □その	の他	建築面積	m²
	初の	階数				延べ面積	m ^²
	建物の概要	利用状況		□空家等(嫁料	なった時期)□その他()
	安	净化槽	□有 □無				
		備 考 建物の傾き	□有□無	特記事項			
	建物	基礎・土台等の損傷	□有□無□有□無	特記事項			
		屋根材・外壁の破損	□有□無	特記事項			
保	附属物	看板等の破損		特記事項			
安 ト	物	屋外階段等の破損	□有□無	特記事項			
保安上危険	等	門·塀·擁壁の破損	□有 □無	特記事項			
	/ -	石綿飛散の可能性	□有 □無	特記事項			
衛生	衛生	汚水の流出	□有□無	特記事項			
衛生上有害等		ごみ放置・不法投棄	□有□無	特記事項			
有害	景観	景観ルール違反	□有□無	特記事項			
等	1年元	景観と不調和	口有 口無	特記事項			
	生活	立木の腐朽、繁茂	口有 口無	特記事項			
	生活環境	動物の住みつき等 不適切な管理	□有□無	特記事項特記事項			
対		-	□有□無	付記爭垻			
応	7	「町村の対応状況 (対応方針)					
状							
況		県の対応状況					
等		(県記載欄)					

- ※不明な事項は空欄とする。
- ※付近見取図(住宅地図等)及び現地の状況が分かる写真を添付すること。
- ※対応状況等欄には、特別措置法や関連法令等による対応状況等について記載すること。

【経過】

【栓									
ĺ	年	月	日	対 応 内 容	対応部局				
•••••									
					1				

資料編 資料2 空 家 判 定 表

調査日:令和 年 月 日

対象所在地:

調査者:

管理不全空家等		
1. 建築物等の倒壊		判定結果
(1) 建築物		137CHAZIC
①剥落若しくは脱落	屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落	□該当 □非該当
②破損、腐朽、蟻害、腐食等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等	□該当 □非該当
③侵入の痕跡	雨水侵入の痕跡	□該当 □非該当
(2)門、塀、屋外階段等		
①破損、腐朽、蟻害、腐食等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等	□該当 □非該当
(3) 立木		
①腐朽	立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態	□該当 □非該当
2. 擁壁の崩壊		
①劣化、水のしみ出し又は変状	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状	□該当 □非該当
②排水不良	擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態	□該当 □非該当
3. 部材等の落下		
(1)外装材、屋根ふき材、手す		
①破損、腐食等	外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、 屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	□該当 □非該当
(2)軒、バルコニーその他の突	出物	
②破損、腐朽等	軒、バルコニーその他の突出物の支持部材の破損、腐朽等	□該当□非該当
(3) 立木の枝		
①腐朽	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態	□該当□非該当
4. 部材等の飛散		
(1)屋根ふき材、外装材、看板		
①破損、腐食等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	□該当□非該当
(2)立木の枝	ナーカー 44 の前ウー 44 34 34 4 16 cor 4 2 3 4 4 16 77 14 12 14 17 12 7 1 2 16 7 1 1 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 1	
①腐朽	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態	□該当 □非該当
そのまま放置すれば衛生上有害と	なるおそれのめる状態	
1. 石綿の飛散 ①破損等	吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等	
① W 預寺 2. 健康被害の誘発	火川が石岬の月四の外表的人は石岬区市即列の収集寺	□該当 □非該当
(1) 汚水等		
①破損等	排水設備の破損等	□該当 □非該当
(2) 害虫等	DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE	LRS LIFRS
	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められ	
①水たまり、ごみ等	る状態	□該当 □非該当
(3)動物の糞尿等		
①棲みつき	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態	□該当 □非該当
適切な管理が行われていないこと	により著しく景観を損なっている状態	
①色褪せ、破損又は汚損	補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認めら	□該当 □非該当
少ら極い、軟質人は万項	れる状態	
②ごみ等	清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められる状態	□該当 □非該当
その他の生活環境の保全を図るた	めに放置することが不適切である状態	
1. 汚水等による悪臭の発生		
①破損等又は封水切れ	排水設備の破損等又は封水切れ	□該当 □非該当
②棲みつき又はごみ等	駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷 地等に認められる状態	□該当 □非該当
	_	
2. 不法侵入の発生		
2. 不法侵入の発生①破損等	開口部等の破損等	□該当 □非該当
		□該当 □非該当
①破損等		□該当 □非該当
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生		
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生 ①形跡	通常の雪おろしがなされていないことが認められる状態 雪止めの破損等	□該当 □非該当
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生 ①形跡 ②破損等	通常の雪おろしがなされていないことが認められる状態 雪止めの破損等	□該当 □非該当
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生 ①形跡 ②破損等 4. 立木等による破損・通行障害	通常の雪おろしがなされていないことが認められる状態 雪止めの破損等 等の発生	□該当 □非該当
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生 ①形跡 ②破損等 4. 立木等による破損・通行障害 ①はみ出し	通常の雪おろしがなされていないことが認められる状態 雪止めの破損等 等の発生	□該当 □非該当
①破損等 3. 落雪による通行障害等の発生 ①形跡 ②破損等 4. 立木等による破損・通行障害 ①はみ出し 5. 動物等による騒音の発生	通常の雪おろしがなされていないことが認められる状態 雪止めの破損等 等の発生 立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態	□該当 □非該当 □該当 □非該当 □該当 □非該当

	特定空家等	
そのまま放置すれば倒壊等著しく	R安上危険となるおそれのある状態	
1.建築物等の倒壊		判定結果
(1) 建築物		
①傾斜	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 (1/20超)	□該当 □非該当
②剥落、脱落	倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落	□該当 □非該当
③破損、腐朽、蟻害、腐食等又	倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部	□該当 □非該当
は構造部材同士のずれ (2)門、塀、屋外階段等	分をいう。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ	
①傾斜	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜	□該当 □非該当
②破損、腐朽、蟻害、腐食等又	倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部	
は構造部材同士のずれ	分をいう。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ	□該当□非該当
(3) 立木	何はのようなはれてはか苦し、土土の佐め	
①傾斜 ②腐朽	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜	□該当□非該当
2. 擁壁の崩壊	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽	□該当 □非該当
2. 擁室の朋場 ①崩壊又は土砂の流出	 擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出	□該当 □非該当
②劣化、水のしみ出し又は変状	崩壊のおそれがあるほどの著しい推壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状	
	かかないもし、1000のではこの。1000のでは、1000	
3. 部材等の落下 (1) 外装材、屋根ふき材、手すり	」 以材、看板等	
①剥落又は脱落	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落	□該当 □非該当
②破損、腐食等	落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	□該当 □非該当
(2) 軒、バルコニーその他の突と		
①脱落	軒、バルコニーその他の突出物の脱落	□該当 □非該当
②傾き又は破損、腐朽等	落下のおそれのあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾き又は支持部分の破損、腐朽等	□該当 □非該当
(3) 立木の枝		
①脱落	立木の大枝の脱落	□該当 □非該当
②折れ又は腐朽	落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れ又は腐朽	□該当□非該当
4. 部材等の飛散		
(1)屋根ふき材、外装材、看板等		
①剥落又は脱落	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落	□該当 □非該当
②破損、腐食等	飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの 支持部材の破損、腐食等	□該当 □非該当
(2) 立木の枝		
①飛散	立木の大枝の飛散	□該当 □非該当
②折れ又は腐朽	飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽	□該当□非該当
そのまま放置すれば衛生上有害とな	なるおそれのある状態	
1. 石綿の飛散		
①露出又は破損等	石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿の使用部材の破損等	□該当□非該当
2. 健康被害の誘発 (1) 汚水等		
①汚水等の流出	排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等の流出	□該当 □非該当
②破損等	汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	□該当 □非該当
(2) 害虫等	THE STATE OF THE S	
①発生	敷地等からの著しい多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生	□該当□非該当
②水たまり、ごみ等	著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たま	□該当 □非該当
(2) 動物の巻戸笠	り、多量の腐敗したごみ等	
(3)動物の糞尿等 ①糞尿等	敷地等の著しい量の動物の糞尿等	口該业 口非铁业
②棲みつき		□該当 □非該当
941.	看しい里の美水寺のやてれがめるはと市窓的な 気地寺への 動物の 様か プラ こより著しく景観を損なっている状態	□該当 □非該当
①色褪せ、破損又は汚損	屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損	□該当 □非該当
①ごみ等	著しく散乱し、又は汚損が認められる状態	□該当 □非該当
	Tarana いく 人は万浪の かいりれる 小窓 わられる 大郎	
1. 汚水等による悪臭の発生	FINAL FOR THE STORY OF WINDS	
	排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等による悪臭の発生	□該当 □非該当
0.7.4	敷地等の動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生	□該当 □非該当
①悪臭	悪臭の発生の流出のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等又は多量の腐敗した	□該当 □非該当
@T+12 #F	ごみ等	
②破損等	悪臭の発生の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	□該当 □非該当

2. 不法侵入の発生												
①形跡	不法侵入の形跡							□該当	□非該当			
②破損等	不特定の者だ	容易に侵	是入できるほ	ほどの著	しい開口部	等の破損等	F			□該当	□非該当	
3. 落雪による通行障害	害等の発生											
①形跡		頻繁な落雪の	形跡								□該当	□非該当
②堆雪又は雪庇	落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪 庇						□該当	□非該当				
③雪止めの破損等	落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等						□該当	□非該当				
4. 立木等による破損	・通行障害等	の発生										
①はみ出し		周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等 のはみ出し					□該当	□非該当				
5. 動物等による騒音	の発生											
①棲みつき等		著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等						□該当	□非該当			
6. 動物等の侵入等の発生												
①棲みつき等		周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき						□該当	□非該当			
周囲への影響							判	定結果				
①隣接する宅地状況	隣接する宅	地等がある	るか				□該当	□非該当	á			
②隣接道路状況	隣接する道	直路等はある	るか				□該当	□非該当	á			
③災害区域状況	災害区域に	指定されて	ているか	`			□該当	□非該当	á			
・特定空家等	該:	 当項目		<u> </u>								
・管理不全空家	当項目	個	<u> </u>									
総合判制	£		量衣∶	当なし		管理不	今 灾家	9 .	性点	空家	笙	